

「消費者トラブル防止啓発標語・あいうえお作文」の審査について

- 1 目的 岡山市民を対象として、悪質商法等に関する標語等を広く募集し、複雑・多様化する消費者トラブルの事例や対処法等について消費者自らが意欲的に学び考える機会を創出することで、消費者トラブルの実態について広範な周知ならびに消費者被害の未然防止を図る。
- 2 審査について
 - (1) 審査方法
 - ・消費者教育推進協議会の開催10日程前に電子メールで審査対象作品一覧を送付しますので、消費者教育推進協議会当日までに審査をしていただき、審査結果を当日ご持参・もしくは前日までに電子メールでご提供ください。
 - ・消費者教育推進協議会当日に、各委員の審査結果を集計し総合得点を出します。
 - ・その後、上位の作品について、現地において講評をしていただきます。
 - (2) 審査・講評を行う消費者教育推進協議会開催時期
10月上旬（別紙日程調査表により決定）
 - (3) 選定方法
下記3のとおり
 - (4) 消費者教育推進協議会における審査対象となる賞の本数と金額

1. 金	賞 …10,000円分クオカード	各部門1本	
2. 銀	賞 … 7,000円分クオカード	各部門2本	
3. 銅	賞 … 5,000円分クオカード	各部門3本	
4. 入	選 … 3,000円分クオカード	各部門9本	各部門総計15本

※4に関しては、提出された作品の割合によって本数を変更する場合有り。
 ※1本2,000円のピチピチ賞（佳作）を相当数用意していますが、それについては、消費者教育推進協議会において賞の受賞とならなかった作品の中より、事務局において審査いたします。
- 3 選定方法
 - (1) 事前審査
事務局である消費生活センターで、盗作でないか、著しく不適切な表現が使われていないか等を確認し、該当する作品について選考外とします。
 - (2) 第一次審査
(1)で選考外とした作品を除いた残りの作品の中から、消費者教育推進協議会にて審査していただく作品を標語25作品、あいうえお作文25作品、事務局である消費生活センターにおいて選定します。
※選定数については、作品数によって変動有り。
 - (3) 第二次審査（本審査）
(2)で選定した50作品について、消費者教育推進協議会にて各委員に採点していただきます。
※審査基準を3項目もうけ、審査基準1項目につき5点満点で審査し、1作品につき15点満点で審査します。各委員の点数を総合し、総合点数により順位をつけます。

※ 追加審査
万一(3)で同点となった作品があった場合、市民生活局局长・局次長による審査を行い、同点作品の順位決めを行い、最終順位を決定します。